

愛知県市町村合併特例交付金(合併新法分)交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県市町村合併特例交付金(合併新法分)(以下「交付金」という。)は、合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)に基づき合併した合併新法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)の円滑な運営の確保及び均衡ある発展並びに市町村合併の円滑化を図るため、合併市町村の実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該団体に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付団体)

第2条 交付金交付の対象は、合併市町村とする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定による申請(以下「合併申請」という。)を行った合併関係市町村(合併新法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。)が、次条第1項第1号に係る事業を実施する場合にあっては、合併市町村とみなす。

(事業計画の作成)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村は、あらかじめ、当該市町村が実施する次の各号(合併の日が平成22年4月1日以降である場合にあっては、第1号及び第2号)に掲げる事業で合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資すると知事が認める事業(合併市町村が行う補助事業にあっては、当該市町村が出資する団体に対する補助事業であって、投資的事業に対する補助事業に限る。)(以下「合併関連事業」という。)に係る計画(以下「合併関連事業計画」という。)を記載した計画書(様式第1号)を作成し、知事の承認を受けるものとする。

- (1) 合併に伴う電算システムの統合のための事業
- (2) 合併によって一時的、臨時的に必要となる事業
- (3) 地域間格差を是正し、均衡ある発展を図るための施設整備事業
- (4) 広域的、効率的なサービス提供のための事業

2 前項第3号及び第4号に係る合併関連事業は、原則として、合併新法第6条第1項に規定する合併市町村基本計画に位置付けられた事業でなければならない。ただし、知事が特に必要として承認する事業については、この限りでない。

3 第1項の規定による承認を受けた合併関連事業計画を変更しようとする場合は、原則として、交付金の交付を受けようとする年度の前年度9月末日までに計画書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(交付の対象)

第4条 交付の対象とする事業(以下「交付対象事業」という。)は、合併関連事業計画に基づき、合併の日(第2条ただし書の規定に該当する場合にあっては、当該合併申請の日)の属する年度及びこれに続く3か年度以内に着手する合併関連事業とする。ただし、事業期間が複数年次にわたる事業及び同一内容を継続する事業にあっては、着手後5年度間ま

でを対象とする。

- 2 交付対象経費は、交付対象事業の実施に必要な経費から、人件費、事務費、維持補修費その他経常的な経費を控除した額とする。
- 3 交付対象経費に国庫補助金、地方債等特定財源を充当する場合は、当該特定財源を充当した後の合併市町村の負担額について交付金を交付することができる。

(交付金の額)

第5条 合併1件当たりの交付金の総額は、4億円を上限とする。ただし、合併関係市町村の数が2を超える場合には、その超える数に5千万円を乗じた額に4億円を加えた額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、合併の日が平成22年4月1日以降である場合における合併1件当たりの交付金の総額は、3億円を上限とする。ただし、合併関係市町村の数が2を超える場合には、その超える数に5千万円を乗じた額に3億円を加えた額を上限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この要綱による交付金を受けている合併市町村と他の市町村との合併である場合における合併1件当たりの交付金の総額は、合併関係市町村の数が1を超える数に5千万円を乗じた額を上限とする。
- 4 各年度に交付する交付金の額の上限は、当該年度の交付対象経費の総額以内で、かつ、当該合併に係る交付金の総額の上限に3分の1を乗じた額とし、その額に1千万円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。この場合において、各年度の交付金の上限の合計額と前3項の規定による交付金の総額との差額については、交付を受ける最終年度に調整することができる。

(申請手続)

第6条 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の規定による申請書の提出時期は、第3条第1項の規定による承認を受けた日から30日以内とし、その後の年度にあつては5月31日までとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、規則第6条の規定により交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその旨を合併市町村の長に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付事業の内容変更の承認)

第9条 交付決定の通知を受けた市町村（以下「交付市町村」という。）の長は、合併関連事業計画の範囲内において交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の目的を損なわない限りにおいて、交付金の額に変更をきたさない場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条

件を付することがある。

(交付事業の中止又は廃止)

第10条 交付市町村の長は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、交付対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(交付金の交付)

第12条 知事は、規則第14条の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合は、その旨を書面（様式第5号）により交付市町村の長に通知するものとする。

2 交付市町村の長は、前項の通知を受理したときは、請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。